

植物検疫のお知らせ

台湾へ渡航される方へ

毎年、日本から観光や商用で台湾に行かれる方が数多くいらっしゃいます。

日本から台湾へ持ち出す植物類の中には、台湾で規制されているものがあります。日本からのおみやげが、持ち込みができず放棄することにならないよう、出国前に台湾の規制を調べておく必要があります。注：(果物・野菜類等は手荷物、郵便物での持ち込みは認められていません。)

また、台湾には熱帯ならではのさまざまな植物(果物・野菜等)がありますが、同時に日本にはない「植物の病気や害虫」も発生しています。これらが日本に侵入すると、農業や緑などに大きな被害が出る可能性があるため、植物の日本への持ち込みにはいろいろな制限が設けられています。この規制は旅行者がおみやげとして持ち帰るものにも適用されます。

この規制を知らずに、持ち込みできないものを持ち帰り、帰国時にそれらを放棄しなくてはならない事例も数多く起きています。

1. 日本から台湾への植物の持ち込みについて

諸外国でも日本と同様に、自国に病害虫を侵入させないために「植物検疫」を行っています。国や植物の種類によって「輸入禁止」「検査」「消毒」などさまざまな条件が設けられており、日本から植物を持ち出す際には輸入国の検疫要求に合っているかどうかについて植物防疫所で確認しています(輸出検疫)。

諸外国の植物検疫条件については改正されることがあるため、植物防疫所ホームページやこのお知らせに掲載した内容も変更となる可能性があります。詳しいことや不明なこと等については、植物防疫

輸出検疫を受けるには？

輸出検疫を受ける場合は、「植物等輸出検査申請書」を検疫を受けようとする植物防疫所に提出してください。

輸出検疫は全国の海港や空港に所在する植物防疫所で行います。

輸出検疫はまず、輸入国の輸入禁止品に該当しないか、輸入国から特別な検疫を要求されていないかどうかを確認します。輸入国の検疫要求に応じて、検疫対象の病害虫の付着や寄生の有無について、さまざまな検疫を行います。栽培地での検査や特別な検疫条件が要求されている植物は、検疫に長期間を必要とすることがありますので、詳しくは、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

この輸出検疫に合格したものについて、『植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)』が発給されますので、この証明書を輸出植物に添付

輸出検疫にはどれくらいの時間がかかるの？

輸入国から栽培地検査や特定の室内検定などの特別の要求がない植物の場合には、それほど時間はかかりません。ただし、出国当日に空港の植物防疫所で検疫を受ける場合は、混雑時には通常よりも長い時間がかかることもありますので、検疫を希望される方は事前にご連絡をいただきますよう、ご協力をお願いします。



輸出検疫を受けずに植物を持ち出したらどうなる？

植物防疫法では、輸入国が輸出国の検疫証明を必要としている場合、その検疫に合格したものでなければ輸出できないと定めています。また、検疫を受けずに輸出した場合、それが輸入国の輸入禁止品に該当したり、輸入のための要求を満たしていない場合には、輸入国の法律によって処分されることがあります。あらかじめ輸出検疫が必要であるかどうかについては、お近くの植物防疫所にお尋ねいただくか、又は輸入国の植物防疫機関に直接お問い合わせください。

(参考)財団法人 交流協会 TEL 03-5573-2600 <http://www.koryu.or.jp>

他の国にも同じような規制があるんですか？

諸外国から我が国に対して、さまざまな植物検疫上の要求(輸出条件)が来ています。

植物防疫所ホームページでは、主な国からの要求事項を検索することができます。ホームページの「統計・情報データベース」のうち「輸出入条件に関するデータベース」をご活用ください。

輸出入条件に関するデータベース

URL: http://carrot.pps.go.jp/inss/pps/srchinfo/srch_top.jsp

台湾へ持ち込めない植物は？

台湾が持ち込みを禁止している主な植物等です。

- ・イネ属、コムギ、カンキツ属、キンカン属、カラタチ属等の苗、穂、葉、枝
- ・土、砂、病害虫

注：ここに記載のないものや不明な点は、植物防疫所

2. 台湾から日本への植物の持ち込みについて

植物検疫のお知らせ(台湾・渡航者編)

台湾のパパイヤ・マンゴウ・ポンカン・タンカン、れいしなどが解禁!?

パパイヤ(台農2号種)生果実、マンゴウ(アーヴイン種・ハーデイン種)生果実、ポンカン生果実、ポメロ生果実、ブドウ(巨峰・イタリア種)生果実、れいし生果実(ライチ)については、台湾と日本の間で定められた処理と輸送方法を条件に輸入ができます。

このことを、全面的な「輸入解禁」と誤解されている方が見受けられますが、条件に合っていないものについては今までどおり持ち込みができません。十分にご注意ください。

なお、台湾産パパイヤ、マンゴウ、ポンカン、れいし(ライチ)は、上記の条件に合致したものに限り、携帯品(おみやげ)として持ち込みができます。



台湾から日本への持ち込みができないもの

〈果物〉

「生の果物」のほとんどは「ミバエ」類が付着している可能性があるため、台湾から日本へ持ち込むことが禁じら

〈野菜〉

野菜の中でも、インゲンマメ、トマト、ナスなどの「生の実」は果物と同様にほとんど日本には持ち込めません。また、あさがお属植物やサツマイモ(葉や茎も含む)な

そのほかにも「土」「土の付いた植物」「植物病原体・害虫」なども日本へ持ち込めません。ここに記載のないものについては、植物防疫所にお問い合わせ下さい。

台湾から持ち込まれた輸入禁止品の植物類 (生の果実)

・バンジロウ(グアバ)	291件
・マンゴウ	267件
・レンブ	201件
・ライチ(れいし)	150件
・バナナ	105件
・ピンロウジュ	101件
・リンゴ	88件

……以下省略

2004年、禁止品のために廃棄処分となった携帯品のうち、台湾からの果物の合計だけで **2,257件**

果物を持ち帰ると罰金？逮捕？

「植物防疫法」では植物類を海外から持ち込む際には、必ず植物防疫官の検疫を受けなくてはならないことになっています。

万一、知らずに輸入が禁止されているものを持ち帰ってしまったとしてもこの検疫(検査)の際に「禁止品の放棄」をいただければ、直ちに何らかの罰則が適用されることはありません。

問題となるのは、持ち主の方が何ら申告をせずに税関での入国手続きをおこなってしまう、または虚偽の申告をした場合です。この場合ですと申告義務を怠っていたと見なされてしまうことがあります。また、「個人用だから」「少量だから」といった理由で植物検疫を受けない方がいらっしゃいますが、これも申告義務違反になります。

植物類を持っている場合は**必ず税関検査の前に植物検疫を受けてください。**

- ・申告をすれば罰則はありません
- ・申告をしない場合には罰則が適用されることがあります

台湾にはどんな病気や害虫がいるの？

台湾では、我が国が侵入を警戒している植物の病気や害虫として

「ミカンコミバエ(種群)」「ウリミバエ」「アリモドキゾウムシ」「えんどう萎ちよう病菌」の発生が確認されています。



ミカンコミバエ(種群)
Bactrocera dorsalis species complex

それほど危険な害虫や病気なのか？

特に、「ミカンコミバエ」「ウリミバエ」といった「ミバエ」の仲間についてその被害等を見てみると、

60年ほど前にハワイ諸島に侵入した「ミバエ」類はハワイの熱帯果樹産業に驚異的な打撃を与え、今なおその被害は続いています。この被害を広げないため、ハワイ諸島からはアメリカ本土にさえ自由に果物などを移動できない状態になっています。

このときの「ミバエ」類のハワイへの侵入経路は、アジア地域から持ち込まれた生果実内に卵や幼虫がいたためだと考えられています。

また、これら「ミバエ」類は過去において我が国の沖縄などの南西諸島にも発生しており、「ミバエ」が好む果物・野菜については国内の流通を禁じていました。現在では「ミバエ」を根絶し、果実等の移

台湾からは何が持ち込めるの？

日本に生の状態で持ち込める果物は？

- ・ココヤシ
- ・パインアップル
- ・条件付きマンゴウ
- ・条件付きパパイヤ
- ・条件付きポンカン
- ・条件付きれいし

そのほかに台湾からよく来る農産物は？

- ・ランの苗
- ・ドラセナ苗
- ・コメ(玄米・精米)
- ・タケノコ
- ・マコモ
- ・ヒシの実
- ・ハスの実

これらについても検査を受けて、病気や害虫、土などが付着していないものであることを植物防疫官が確かめなくてはなりません。

植物防疫所(事務)所は、農作物の害虫や病気を対象にした検疫や防除に関わる業務を行う農林水産省の機関です。

輸出入(海外との物資の移動)に関しては、全国各地の空港・海港において、検疫所(厚生労働省)・動物検疫所(農林水産省)・税関(財務省)などとともに日本の国益を保護するための活動を行っています。

世界各地では、穀類や果物、野菜類の栽培に非常に大きな被害を与える害虫や病気が発生しているため、これらの日本への



【植物検疫の対象となるもの】

- 種・球根・苗・苗木(穂木)
- 切花・切り枝・ドライフラワー
- 果物・野菜・穀類・豆類・香辛料・薬用植物
- 植物を材料としたもの

植物検疫はどこで受けるの？

日本への入国時に手荷物として植物類をお持ちの方は、ご自分の手荷物を持って、税関ブースを通る前に植物検疫を受けてください。

植物検疫カウンターは税関ブースの手前に設置されています。

お問い合わせください！

この作成物について、または植物の輸入・輸出等に関することについて疑問点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、『植物防疫所ホームページ』では、お近くの植物防疫(事務)所の連絡先や、植物防疫所に関する様々な情報を掲載しております。日本語でインターネットを利用できる環境であればどこからでも見るができますので、是非ご利用ください。

主な問い合わせ先(空港内)

- 新千歳空港分室 0123-24-6154
- 仙台空港分室 022-383-4585
- 成田支所(成田空港) 第1PTB 0476-32-6694
第2PTB 0476-34-2352
- 中部空港支所 0569-38-8433
- 関西空港支所 072-455-1936
- 広島空港分室 0848-86-8261
- 福岡空港出張所 092-477-7575
- 那覇空港出張所 098-857-0054